

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表 1 に掲げる部分については開示すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和 6 年 6 月 13 日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、次の開示請求を行った。

- (1) 都市環境整備課のホームページの「〇〇事業」のうち、事業の目的に「広島県は、広島市と連携しながら、〇〇事業を支援し」とあるが、その支援内容の分かる文書（検討中のものも含む。）（以下「本件請求 1」という。）
- (2) 令和〇年〇月〇日付〇〇新聞「〇〇」の記事の中の「既に県、市や複数の関係機関と協議を重ねている。」の協議に係る協議録、それ以降、現在に至るまでの同様の協議についての協議録（以下「本件請求 2」といい、本件請求 1 及び本件請求 2 を総称して「本件請求」という。）

2 本件請求に対する決定

審査請求人は、令和 6 年 6 月 21 日付けで本件請求 1 を取り下げた。

実施機関は、本件請求 2 について、令和 6 年 6 月 28 日付けで決定期間を延長し、その後、別表 2 の本件対象文書 1 から本件対象文書 17 まで（以下本件対象文書 1 から本件対象文書 17 までを総称して「本件対象文書」という。）を特定し、条例第 10 条第 2 号及び第 3 号に該当する情報を不開示とした行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という）を行い、令和 6 年 8 月 9 日付けで審査請求人に通知した。

3 本件審査請求

審査請求人は、令和6年8月28日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

非開示部分が余りにも広範であり、本来開示すべき部分まで含めて不開示とされていると思われるため。

今回の開示請求の対象は「協議録」であり、内容によって不開示とする部分も在り得るとは思われるが、今回の決定は、計17回の協議のうち、最初の3回こそ、協議の概要や検討項目について一部開示された部分があるが、その後の協議については、協議内容は、一切不開示となっている。

これは、あまりに不誠実ではないか。今回、私は別件で、〇〇の賃料に関し〇〇の賃料について、〇〇との交渉記録を求めたが、（その是非は一旦おくとして）、担当部署なりに公開すべき部分と、不開示の部分を整理し、一部開示されている。

せめて、これくらいは、やって頂きたいと思います。

〇〇に、広島県の関連団体が入居し、これをまた、県が賃料を負担するとなると、その立地、新しさからして、〇〇の入居する〇〇の賃料より、さらに高額となることが想定される。

県民としては、大きな関心事であり、県としてどのような方向で協議されているのかが分かる程度には開示していただきたい。

(2) 反論書

弁明書2(2)ア協議内容について

「例えば、移転の対象の候補としているがどうか明らかになることによって、関係団体との関係性が悪化する懸念があることや、機能の集約により、今後、従来通りの支援が受けられなくなるかもといった不安から、場合によっては、会員の脱退により会費収入の減少などの影響も考えられる。また一方では、実現されなかった集約案を参考に無茶な支援を要求されるなど、過度の期待により、今後の運営に支障を来すおそれがある。」

「したがって、協議内容を公にすることにより、〇〇と〇〇機関との間の協議に支障が生じ、〇〇の正当な利益を害する」の部分について反論する。

ここに記されているような懸念、

ア 移転の対象の候補としているかどうか明らかになることによって、関係団体との関係性が悪化する。

→ 〇〇の移転対象を〇〇がどう考えているかについて分かる部分があれば、その部分を不開示とすれば足りる。

イ 機能の集約により、今後、従来どおりの支援が受けられなくなるかもといった不安から、場合によっては、会員の脱退により会費収入の減少などの影響も考えられる。

→ (運営の効率化を求める) 行政側の構想であるなら、こうした不安は在り得ると思われるが、〇〇を目指す〇〇の構想である。従来より手厚い支援策が提示されていて、当然である。このような不安が、なぜ生ずるのか、理解できない。(もし、従来より低いサービスとなるような構想であるなら、〇〇集約構想は、単に、〇〇が、〇〇を、県・市の関連団体で借りて欲しいと言っているに過ぎないように思えてくる。)

ウ また、一方では、実現されなかった集約案を参考に無茶な支援を要求されるなど、過度な期待により、今後の運営に支障を来すおそれがある。

→ そもそも、この「〇〇集約構想」については、昨年〇月、〇〇がマスコミに対し、明らかにし、その際、既に、県・市等とも協議を重ねていると、しているのである。そして、今年〇月には、また、〇〇が、〇〇などの機関を集約する方針でいることを踏まえ、「〇〇をワンストップで受けられる態勢にしたい。」と、マスコミに対して述べており、既に既定方針のごとくである。

事務方の心配としては、分からないでもないが、〇〇が、ここまで既に発信しているのである。新しい構想をぶちあげ、もし、それが本当にできなかったときどうするのかのマイナスは、織り込み済みで、発信していると考えべきである。あるいは、必ずやり遂げると考えているか。以上、イヤウは、理由にならないと考える。

アのように、真に不開示とすべき部分があるならば、その部分をきちんと特定して不開示とすべきである。

あまりにも、作業が雑である。情報公開制度は、県民の知る権利に応える制度である。真摯な対応を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 開示請求対象の文書について

本県は、令和6年6月13日付けの「2 別紙2 令和〇年〇月〇日付〇〇新聞「〇〇」の記事の中の「既に県、市や複数の関係機関と協議を重ねている。」の協議に係る協議録、それ以降、現在に至るまでの同様の協議についての協議録」の開示請求に対して、令和6年8月9日に別表2の文書を対象文書として特定し、条例第10条第2号及び第3号に該当する不開示情報を不開示とする本件処分を行った。

2 不開示部分の理由について

(1) 協議内容について

当該協議録における協議内容は、〇〇における〇〇機能の集約に関する検討状況や、県・広島市との間の協議の内容などを記載したものである。

これらに関して、現時点で集約の対象となる〇〇機関などが確定しておらず、いずれも検討段階の内容となっている。

〇〇の移転については、各事業者からも注目されており、検討段階である未確定の情報が公になることにより、〇〇の今後の活動に影響を及ぼすおそれがある。

例えば、移転の対象の候補としているかどうかが明らかになることによって、関係団体との関係性が悪化する懸念があることや、機能の集約により、今後、従来通りの支援が受けられなくなるかもといった不安から、場合によっては、会員の脱退により会費収入の減少などの影響も考えられる。また一方では、実現されなかった集約案を参考に無茶な支援を要求されるなど、過度な期待により、今後の運営に支障を来すおそれがあると考えられる。

また、当該協議は、県の担当者が受け止めたことをメモしたものであり、参加した機関等に確認を取っている内容とはなっていない。このため、内容が県側の思いのみで記載されていることも考えられる。

したがって、協議内容を公にすることにより、〇〇と〇〇機関との間の協議に支障が生じ、〇〇の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第3号の不開示情報に該当する。

(2) 協議参加者について

協議参加者の氏名に関しては、特定の個人が識別されるものとして、条例第10条第2号の不開示情報に該当する。

また、協議参加者の所属機関を公にすることにより、〇〇機関が推察されることにつながり、〇〇と〇〇機関との間の協議に支障が生じ、〇〇の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第3号の不開示情報に該当する。

3 審査請求人の主張について

「非開示部分が余りにも広範であり、本来開示すべき部分まで含めて不開示とされていると思われる」について

上記2の対象文書中における不開示部分を除いて開示している。

以上により、協議内容及び協議参加者を条例第10条第2号及び第3号の不開示情報に該当するとして不開示とした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求2について

(1) 本件請求2について

本件請求2は、実施機関に対して、「令和〇年〇月〇日付〇〇新聞「〇〇」の記事の中の「既に県、市や複数の関係機関と協議を重ねている。」の協議に係る協議録、それ以降、現在に至るまでの同様の協議についての協議録」の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求2に対して、本件対象文書を特定し、本件処分を行った。

(2) 本件対象文書の特定について

実施機関は、本件対象文書である協議録における協議内容は、〇〇における〇〇機能の集約に関する検討状況や、県・広島市との間の協議の内容などを記録した文書であるとしている。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、〇〇に係る、〇〇と広島県、広島市との間での〇〇機関の集約に関する協議の内容などを記載した文書であった。

したがって、実施機関が、本件請求2に対して、本件対象文書を特定したことに、不自然・不合理な点はない。

また、審査請求人は本件対象文書の特定については主張を行っていないことから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第10条第2号について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であ

るときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

(2) 条例第10条第2号該当性について

当審査会において、本件対象文書8、本件対象文書10及び本件対象文書12を見分したところ、当該文書の不開示部分のうち、協議参加者の不開示部分には、広島県、広島市及び〇〇以外の団体の役職員の氏名等が記載されていた。

当審査会から実施機関に確認したところ、〇〇の役職員については、同所に確認の上、条例第10条第2号イに該当すると判断してその職氏名を開示したとのことであった。

広島県、広島市及び〇〇を除く団体の協議参加者の氏名及び職名等については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものに該当し、これを条例第10条第2号の不開示情報に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当と認められる。

(3) 条例第10条第3号について

条例第10条第3号本文は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としている。

ここで、「正当な利益を害する」かどうかについては、広島県情報公開条例の解釈運用基準（平成13年3月29日制定）では、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものとされている。

(4) 条例第10条第3号該当性について

当審査会から実施機関に確認したところ、本件処分時点で本件協議内容に関し、公表していた資料はなく、また、当審査会が見分した令和〇年〇月〇日付け広島県議会警察・商工労働委員会資料の内容からすると、本件処分時点においては、〇〇機能の集約について、〇〇が広島県及び広島市

等と検討・調整中であったと認められる。

したがって、〇〇の移転については、各事業者からも注目されており、検討段階である未確定の情報が公になることにより、〇〇の今後の活動に影響を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は否定し難い。

しかしながら、当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書1で開示された部分において、入居団体について検討することが記載されており、このことからすると、本件対象文書14の表題の不開示部分のほか、本件対象文書5、本件対象文書9、本件対象文書13及び本件対象文書14の項目見出しの一部の不開示部分については、当該不開示部分を公にすることにより、〇〇と〇〇機関との間の協議に支障が生じ、〇〇の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、上記のほか、本件対象文書の表題や項目見出しの不開示部分のうち、別表1に掲げる部分については、協議に関する一般的な項目等が記載されているものと認められ、これらを公にすることにより、〇〇の正当な利益を害するおそれがあるとの実施機関の主張する懸念は、抽象的なものにとどまるものと認められる。

したがって、本件対象文書のうち、別表1に掲げる部分については、条例第10条第3号の不開示理由に該当するとした実施機関の判断は妥当ではない。

(5) 小括

以上のことから、実施機関が、本件審査請求の対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表1に掲げる部分については開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表1 当審査会において開示が妥当であると判断する部分

区分	対象文書	開示が妥当であると判断する部分	
本件対象 文書1	協議メモ～〇〇開発～ (令和3年4月28日)	12行目の1文字目から3文字目まで及び 19文字目から24文字目まで	
		28行目	
本件対象 文書2	協議メモ～〇〇開発～ (令和3年7月13日)	1枚目	14行目
		2枚目	4行目
本件対象 文書5	協議メモ～〇〇開発～ (令和3年8月19日)	1枚目	13行目
本件対象 文書9	協議メモ～〇〇開発～ (令和4年10月27日)	1枚目	17行目
			27行目
			33行目
		2枚目	1行目
本件対象 文書10	協議メモ～〇〇開発～ (令和5年4月20日)	2枚目	32行目の1文字目から7文字目 まで
本件対象 文書12	〇〇拠点の構築にむけ て〇〇〇(令和5年7月 31日)	1枚目	1行目の14文字目から18文字 目まで
本件対象 文書13	〇〇機関集約に係る〇 〇〇(令和5年9月13 日)	1枚目	1行目の12文字目から26文字 目まで
			9行目
			18行目
		2枚目	1行目
			14行目
			26行目

区分	対象文書	開示が妥当であると判断する部分	
本件対象 文書 14	新〇〇〇〇〇 (令和 5 年 10 月 3 日)	1 枚目	1 行目の 7 文字目から 13 文字 目まで
			6 行目の 4 文字目から 25 文字 目まで
			7 行目
			23 行目
本件対象 文書 15	〇〇との協議メモ (令和 6 年 3 月 5 日)	2 枚目	16 行目
本件対象 文書 16	〇〇拠点集約に向けた 協議 議事メモ (令和 6 年 3 月 25 日)	1 枚目	8 行目
		2 枚目	7 行目
本件対象 文書 17	〇〇移転に係る協議 (令 和 6 年 4 月 9 日)	1 枚目	8 行目
			19 行目

(注) 対象文書欄の〇〇〇は、文書名の不開示部分

別表2 実施機関が主張する不開示部分及びその理由

区分	対象文書	不開示部分	不開示理由
本件対象 文書1	協議メモ～〇〇開 発～（令和3年4 月28日）	協議内容	法人の営業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の事業活動に対し、競争上の不利益を与えるおそれ及び正当な利益を害するおそれがあるものであるため（条例第10条第3号に該当）
本件対象 文書2	協議メモ～〇〇開 発～（令和3年7 月13日）	協議内容	法人の営業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の事業活動に対し、競争上の不利益を与えるおそれ及び正当な利益を害するおそれがあるものであるため（条例第10条第3号に該当）
本件対象 文書3	協議メモ～〇〇開 発～（令和3年7 月26日）	協議内容	法人の営業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の事業活動に対し、競争上の不利益を与えるおそれ及び正当な利益を害するおそれがあるものであるため（条例第10条第3号に該当）

区分	対象文書	不開示部分	不開示理由
本件対象 文書4	協議メモ～〇〇開 発～（令和3年8 月3日）	協議内容	法人の営業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の事業活動に対し、競争上の不利益を与えるおそれ及び正当な利益を害するおそれがあるものであるため（条例第10条第3号に該当）
本件対象 文書5	協議メモ～〇〇開 発～（令和3年8 月19日）	協議内容	法人の営業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の事業活動に対し、競争上の不利益を与えるおそれ及び正当な利益を害するおそれがあるものであるため（条例第10条第3号に該当）
本件対象 文書6	協議メモ～〇〇開 発～（令和3年10 月27日）	協議内容	法人の営業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の事業活動に対し、競争上の不利益を与えるおそれ及び正当な利益を害するおそれがあるものであるため（条例第10条第3号に該当）
本件対象 文書7	協議メモ～〇〇開 発～（令和4年2 月14日）	協議内容	法人の営業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の事業活動に対し、競争上の不利益を与えるおそれ及び正当な利益を害するおそれがあるものであるため（条例第10条第3号に該当）

区分	対象文書	不開示部分	不開示理由
本件対象 文書 8	協議メモ～〇〇開 発～（令和 4 年 3 月 23 日）	協議参加者	個人に関する情報であつて、特 定の個人が識別されるため（条 例第 10 条第 2 号に該当）
		協議参加者 協議内容	法人の営業等に関する情報で あり、公にすることにより、当 該法人の事業活動に対し、競争 上の不利益を与えるおそれ及 び正当な利益を害するおそれ があるものであるため（条例第 10 条第 3 号に該当）
本件対象 文書 9	協議メモ～〇〇開 発～（令和 4 年 10 月 27 日）	協議内容	法人の営業等に関する情報で あり、公にすることにより、当 該法人の事業活動に対し、競争 上の不利益を与えるおそれ及 び正当な利益を害するおそれ があるものであるため（条例第 10 条第 3 号に該当）
本件対象 文書 10	協議メモ～〇〇開 発～（令和 5 年 4 月 20 日）	協議参加者	個人に関する情報であつて、特 定の個人が識別されるため（条 例第 10 条第 2 号に該当）
		協議参加者 協議内容	法人の営業等に関する情報で あり、公にすることにより、当 該法人の事業活動に対し、競争 上の不利益を与えるおそれ及 び正当な利益を害するおそれ があるものであるため（条例第 10 条第 3 号に該当）

区分	対象文書	不開示部分	不開示理由
本件対象 文書 11	〇〇移転に伴う〇 〇機能集約につい て打ち合わせ（令 和 5 年 5 月 2 日）	協議内容	法人の営業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の事業活動に対し、競争上の不利益を与えるおそれ及び正当な利益を害するおそれがあるものであるため（条例第 10 条第 3 号に該当）
本件対象 文書 12	〇〇拠点の構築に むけて〇〇〇（令 和 5 年 7 月 31 日）	協議参加者	個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため（条例第 10 条第 2 号に該当）
		協議参加者 協議内容	法人の営業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の事業活動に対し、競争上の不利益を与えるおそれ及び正当な利益を害するおそれがあるものであるため（条例第 10 条第 3 号に該当）
本件対象 文書 13	〇〇機関集約に係 る〇〇〇（令和 5 年 9 月 13 日）	協議内容	法人の営業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の事業活動に対し、競争上の不利益を与えるおそれ及び正当な利益を害するおそれがあるものであるため（条例第 10 条第 3 号に該当）

区分	対象文書	不開示部分	不開示理由
本件対象 文書 14	新〇〇〇〇〇（令和 5 年 10 月 3 日）	協議内容	法人の営業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の事業活動に対し、競争上の不利益を与えるおそれ及び正当な利益を害するおそれがあるものであるため（条例第 10 条第 3 号に該当）
本件対象 文書 15	〇〇との協議メモ（令和 6 年 3 月 5 日）	協議内容	法人の営業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の事業活動に対し、競争上の不利益を与えるおそれ及び正当な利益を害するおそれがあるものであるため（条例第 10 条第 3 号に該当）
本件対象 文書 16	〇〇拠点集約に向けた協議 議事メモ（令和 6 年 3 月 25 日）	協議内容	法人の営業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の事業活動に対し、競争上の不利益を与えるおそれ及び正当な利益を害するおそれがあるものであるため（条例第 10 条第 3 号に該当）
本件対象 文書 17	〇〇移転に係る協議（令和 6 年 4 月 9 日）	協議内容	法人の営業等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の事業活動に対し、競争上の不利益を与えるおそれ及び正当な利益を害するおそれがあるものであるため（条例第 10 条第 3 号に該当）

（注）対象文書欄の〇〇〇は、文書名の不開示部分

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年11月22日	・ 諮問を受けた。
令和8年1月30日 (令和7年度第10回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和8年3月26日 (令和7年度第12回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和8年4月24日 (令和8年度第1回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和8年5月29日 (令和8年度第2回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

片 上 孝 洋	広島修道大学教授
金 谷 信 子	広島市立大学教授
下 宮 憲 二 (部 会 長)	弁護士